

意見書

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成21年10月2日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成21年10月14日

主任審理官 伊丹 俊八

記

第1 意見

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案

(1) 改正の内容

放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送に関し、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項の規定により行われる地震動警報に関する情報をAC信号により送信する標準方式を定めること。（第2条、第15条の2、第20条の2、第22条及び別表第17号の2関係）

(2) 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、地上デジタルテレビジョン放送における「緊急地震速報」の速やかな伝送の実現のため、制度整備を行うものである。

気象庁が平成19年10月から提供している「緊急地震速報」は、地上デジタルテレビジョン放送でも伝送されているが、現行の映像情報に重ね合わせる伝送手法では、映像情報の圧縮処理等の要因により、送信から受信まで2秒程度の時間差が発生しており、この短縮に対し社会的要請が高まっている。

このような状況を受け、総務省は、平成20年に社団法人電波産業会等に対し「緊急地震速報」の伝送を迅速化する技術的手法の検討を要請したが、平成21年9月に字幕スーパーを利用する手法、データ放送を利用する手法及び伝送制御用の伝送路（AC）を用いる手法の3つの手法等が可能との検討結果の報告があった。

報告のあった3つの手法は、迅速化に有効と認められたが、ACについては、現行の標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式において変調波の

伝送制御に関する付加情報を伝送するものと規定されていることから、ACを用いる手法の実施を可能とするため、所要の改正を行うものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人電波産業会	賛 成	
社団法人日本民間放送連盟	賛 成	

第3 理由

本件は、地上デジタルテレビジョン放送における「緊急地震速報」の伝送の迅速化を図る取組みの一環として、映像情報とは別にACを用いて「緊急地震速報」の伝送を可能とするため、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正するものである。

「緊急地震速報」は、平成19年10月より気象庁により開始されたが、現行の地上デジタルテレビジョン放送における伝送手法では、映像情報の圧縮処理及び雑音対策上の電波伝搬処理のため、送信から受信までに2秒程度の時間差が発生しており、これを可能な限り短縮することが社会的要請として高まっているところである。

ACを用いる手法は、送信から受信まで約0.5秒程度の時間差まで抜本的に短縮可能であり、最も短縮効果が高いが、これを実現するためには放送事業者の設備、受信機の対応等が必要である。このため、本件により関係省令の一部を可及的速やかに改正し、放送事業者、受信機メーカー等が早期に必要な措置を行えるようにし、国民の生命を守るため、可能な限り早期の実用化を図られるようにすることが重要である。

本件改正案の内容については、ACにより伝送できる情報として「緊急地震速報」に係る情報を追加するとともに、これに伴うAC信号の構成を定義するものであり、改正内容は適当と認められる。また、ACを用いる手法については、セキュリティの確保等を含め、放送事業者及び受信機メーカー等からなる関係団体において十分な検討と実証が行われており、円滑な実用化を図る上で問題ないものと認められる。

以上のほか、本件に係る省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。